

## 稲城市介護職員永年勤続表彰実施要綱

令和7年4月1日

部 長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、市内の介護サービス事業所等に勤務する職員等であって、多年にわたり職務に精励した者を市長が表彰することにより、当該職員を慰労するとともに他の介護職員等の勤務意欲を高め、もって介護職員等の定着率の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス事業所等」とは、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条各項に掲げるサービス若しくは同法第8条の2各項に規定するサービスを提供する事業所又は施設をいう。

2 この要綱において「介護職員等」とは、基準日において次に掲げる資格等を有している者をいう。

- (1) 介護福祉士
- (2) 実務者研修修了者（介護職員基礎研修、ホームヘルパー1級を含む。）
- (3) 介護職員初任者研修課程修了者（ホームヘルパー2級を含む。）
- (4) 社会福祉士
- (5) 介護支援専門員
- (6) その他市長が特別に認めた者

(表彰区分)

第3条 表彰区分については、市内の介護サービス事業所等に介護職員等として勤務した期間が、通算して10年以上であること。

(表彰対象者)

第4条 表彰は、市内の介護サービス事業所等において、常勤職員又は非常勤職員として勤務し、他の模範となるような介護職員等のうち、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 表彰が行われる時点で、市内の介護サービス事業所等に介護職員等として就業している者
- (2) 当該介護サービス事業所等を運営する法人等に直接雇用されている者

(3) 当該介護サービス事業所等の長が推薦する者

(被表彰候補者の推薦)

第5条 当該介護サービス事業所等の長は、表彰対象となる者がいる場合には、稲城市介護職員永年勤続表彰推薦書(様式第1号)により、市長に推薦するものとする。

(被表彰者の決定)

第6条 市長は、前条の規定による推薦があったときは、その内容を審査し、表彰の可否を決定し、稲城市介護職員永年勤続表彰決定通知書(様式第2号)により通知する。

(表彰の方法)

第7条 市長は、前条の規定により表彰することを決定したときは、表彰状と記念品を授与する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。